

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 2 年 9 月 16 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象

楯岡小学校、西郷小学校、大久保小学校、戸沢小学校、楯岡中学校

2. 監査の期間

令和 2 年 8 月 25 日から 9 月 16 日

3. 監査の範囲

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 4 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和 2 年 8 月 25 日、9 月 1 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

〈注意事項〉

◇教育施設の使用について、減免措置の対象となる減免申請書の記載がない等の書類不備が見受けられた。

(楯岡小学校、西郷小学校、大久保小学校、戸沢小学校、楯岡中学校)

教育施設の目的外使用に関しては、「村山市教育施設使用条例」及び「村山市教育施設使用規則」に基づき適正な処理をされるとともに、事務の執行にあたっては、「村山市文書管理規程」及び「村山市事務決裁規程」に基づいた適正な執行をされたい。